



地域主義比較の法学的視座

2005年3月1日

中村民雄

1. 国際組織法・国際機構論

国際組織の定義：「複数国家により、共通の目的達成のために、国際条約に直接基づいて設立された、固有の常設的な機構」(波多野里望・小川芳彦編『国際法講義(新版増補)』288頁、横田洋三編『国際組織法』6頁)

比較(分類)のメルクマール

- ・ 設立根拠
- ・ 目的・活動の範囲(対人・対物管轄事項の範囲、時的期限の有無、地理的適用範囲)
- ・ 構成国の数・地域分布
- ・ 組織構成
- ・ 意思決定の方式・手続
- ・ 権限の性質(組織自律権限、構成国・国民との関係での権限、対外権限)
- ・ 国際法人格、条約締結権限
- ・ 組織としての行動形式(手段): 法的、非法的手段

横田洋三の分類：加盟国数(普遍的 地域的)、活動目的(一般的 専門的)、権限(超国家的、規制的、業務的、政策調整的)(横田8頁)

	EU	NAFTA	ASEAN/AFTA
目的(管轄事項の広がり)	共同市場の設立(域内自由貿易) 自由・安全・正義の地域の設立(市民権など)	貿易・投資の自由化	政治・安保協力 貿易・投資の自由化、 経済各分野の各国間協力
設立根拠	条約	条約	政治宣言
組織目的の達成手段	設立条約の各国法上の実施 ECの立法(+直接効)	設立条約の各国法上の実施	各国での法的・非法的な実施



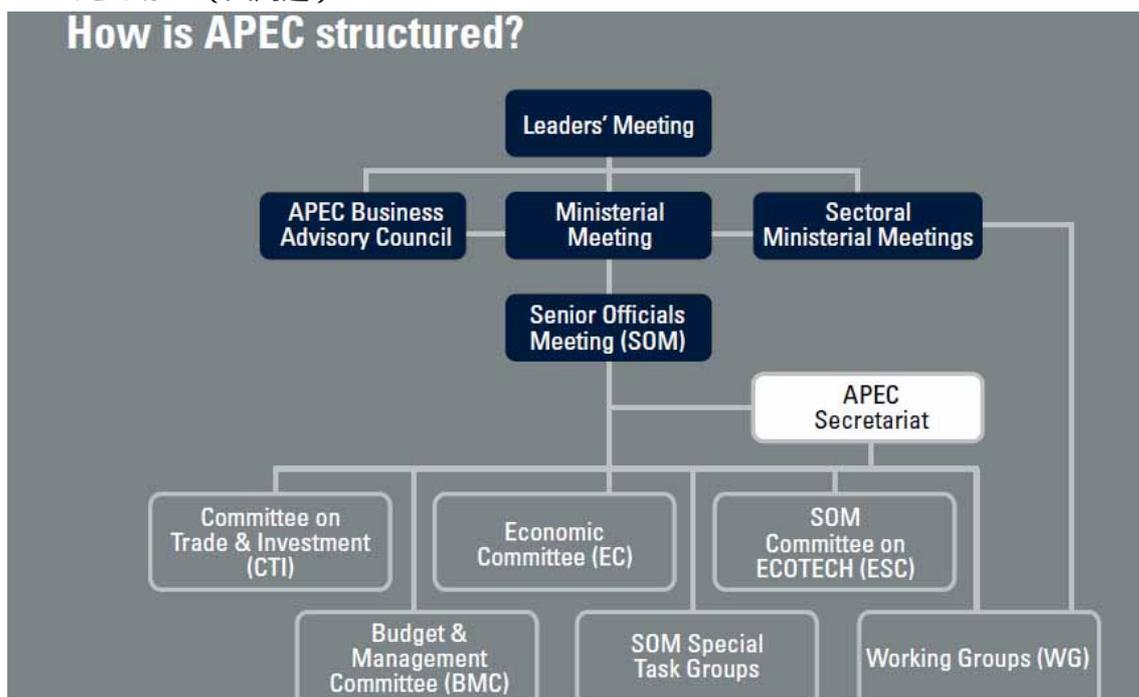
2. 地域主義の比較に向けて

(1) 「国際組織法」「国際機構論」の方法的特徴と限界

- 国家の法主体性が中心的 個人や団体（営利・非営利）や地方自治体などの法主体性は周辺の
- 国家が所与不変の単位 （国際法と国内法の間係を一元的に捉えようと二元的に捉えようと、いずれにせよ）国際組織の形成に伴って国家も内部変容する（憲法改正や新たな憲法慣行の生成など）が、国際組織ごとに国家の変容をもたらす度合いが異なる。その変容効果の差異は無視しがち。
- 実定規範的認識 不文の規範の存在、慣行（実行）による法形成をどう・どれほど認識しようとするかの問題意識が希薄。
- 実定規範的認識 法的拘束力を伴わない事実行為の累積と相互信頼による国家間協力関係を「国際組織」と捉えるのか曖昧 例 ASEAN、APEC
- ガヴァナンスの視点が強い 非国家主体の（競争的）行動（経済利益）、地方自治体の越境的自治行動は捉えられるのか。

(2) 地域主義比較に向けた法学的方法は？

- 個人や団体（営利・非営利）や地方自治体などの法主体性
- 地域主義の法的制度化の違いが構成国家に法的変容をもたらすかどうか。
- 地域主義の法的制度化が他の国際組織や国際協力法体系との法的関係。
- 不文の規範の存否、慣行（実行）による法形成
- 法的拘束力を伴わない事実行為の累積と相互信頼による国家間協力関係を法的に認識できるか？（大問題）





ISS Comparative Regionalism Project

C R E P

Institute of Social Science, University of Tokyo

<http://project.iss.u-tokyo.ac.jp/crep>

(3) 地域主義比較のメルクマールは？

対象範囲 経済問題か、安保を含む政治問題まで含むか

関与主体 国家、自治体、私人・企業...

法的制度化の程度 法的組織としての自律性（構成国の主権を制限するか）...

法化された制度構造 意思決定の主体・参加者と手続、組織内の紛争解決方法、組織的決定の実施形態

地域的行動を形成し、実現する手段 法が使われるか？どのような法が？政府間の拘束力のない合意（各国の自発的協力）

地域的な行動原則 法として表現するか？どんな内容の？ 目的・基本原則・共通価値

地域的な行動態様 地域外に対して、どれほど一体的な地域として、どれほど法的に提示するか？第三国との法的関係 構成国の主権的行動、組織的な団体行動へ変化する？

地域の固有性をどれほど強調するのか 他の国際組織等との関係を相互補完的と位置づけるのか、対立的・競争的と捉えるのか WTO、CoE、NATO などとの関係



Bibliography

APEC について

中村民雄「アジア太平洋の地域経済協力の構築 EC 法との比較による分析の試み」石井紫郎・樋口範雄（編）『外からみた日本法』（東京大学出版会，1995 年）295-325 頁

同「APEC の『柔軟』な政策形成・執行過程と法の役割 電気通信分野を素材として」成蹊法学 46 号 17-39 頁（1998 年）

同「APEC の政策形成・実現過程の特徴と限界 法的視座からの分析」社会科学研究所 52 巻 2 号，社会科学研究所，2000 年 12 月，147-167 頁

Tamio Nakamura “Can APEC Operate as a Preventative Framework for Trade Disputes?” in K. Hamada, M. Matsushita, C. Komura (eds.), *Dreams and Dilemmas: Economic Friction and Dispute Resolution in the Asia-Pacific Region* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2000) pp. 287 - 312

Tamio Nakamura “Constitutional Features of the APEC Process: A Voluntary Approach to Regional Integration” in Sung-Jo Park and Seigo Hirowatari (eds.), *Strategies Towards Globalization: European and Japanese Perspectives* (Berlin: Institute for East Asia Studies, Freie Universitaet Berlin, 2002) pp27-49.

EU について

中村民雄「動く多元法秩序としての EU」同編『EU 研究の新地平 前例なき政体への接近』（ミネルヴァ書房、2005 年）197-246 頁

同「EU 政体規範(constitution)研究の現状と展望」聖学院大学総合研究所紀要 22 号 99-130 頁（2002 年 3 月）

EU 法と国際法の相互形成について

中村民雄「遺伝子組み換え作物規制における『予防原則』の形成 国際法と国内法の相互形成の一事例研究」社会科学研究所 52 巻 3 号 85-118 頁（2001 年 3 月）